

平成 29 年定例会

予算決算常任委員会

環境生活農林水産分科会 説明資料

◎ 議案補充説明	
1 議案第 52 号	
三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案について・・・	1
2 議案第 2 号	
平成 29 年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）・・・・・・・・・・	5
3 議案第 91 号	
平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）（環境生活部関係）・	12
4 議案第 73 号	
平成 28 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）（環境生活部関係）・	14
◎ 所管事項説明	
1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に	
基づく報告（環境生活部関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

別冊 平成 29 年度 当初予算関連資料

平成 29 年 3 月 10 日

環境生活部



(議案補充説明)

## 1 議案第 52 号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

三重県立図書館の管理の一部を指定管理者に行わせ、また三重県総合文化センターの利便性の向上を図るため、規定を整備するものです。

### 2 改正内容(新旧対照表は別紙1のとおり)

(1) 三重県立図書館の管理の一部を指定管理者に行わせるために必要な改正を行います。指定管理の対象とする業務は以下のとおりです。

ア 施設管理 ……施設や設備の保守管理、警備、清掃

イ 広報の一部 ……文化交流ゾーン全体に関する広報

ウ 経営分析の一部 ……ニーズ把握など、文化交流ゾーンや図書館の経営に資する調査・分析

なお、司書業務等は、従前どおり県が直接担います。

(2) 生涯学習センター内において利用に供する施設に小研修室を加え、利用時間及び利用料金の上限を定めます。

〔今回追加する施設の利用時間等〕

区 分		4階小研修室2	
金 額 〔円〕	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	午前9時～正午	4,160
		午後1時～午後5時	5,080
		午後6時～午後9時	5,080
	その他の場合	午前9時～正午	2,080
		午後1時～午後5時	2,540
		午後6時～午後9時	2,540

【参考：改正後の県民等の利用に供する施設数】

文化会館棟(ホール及び楽屋含む)	36施設 →変更なし
生涯学習センター棟	5施設 →6施設(+1施設)
男女共同参画センター棟(ホール含む)	10施設 →変更なし

(3) その他規定を整備します。

### 3 施行日

平成30年4月1日から施行します。

なお、指定管理者制度導入等の準備行為に関する規定等については公布日から、小研修室の追加については平成29年10月1日から施行します。

別紙1

○三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与するため、三重県総合文化センター(以下「センター」という。)を津市に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与するため、三重県総合文化センターを津市に設置する。</p>
<p>2 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>2 三重県総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>一 四 (略)</p>
<p>(事業)</p> <p>第二条 センターで行う事業は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(事業)</p> <p>第二条 三重県総合文化センターで行う事業は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第三条 センターの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事及び教育委員会(以下「知事等」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業報告書の作成及び提出)</p>	<p>第三条 三重県立図書館を除く三重県総合文化センター(以下「センター」という。)の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事及び教育委員会(以下「知事等」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業報告書の作成及び提出)</p>
<p>第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績</p> <p>三 (略)</p> <p>(開館時間等)</p>	<p>第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績</p> <p>三 (略)</p> <p>(開館時間等)</p>
<p>第十二条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、三重県立図書館の開館時間を変更することができる。</p>	<p>第十二条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。</p>

2 (略)

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、センター(三重県立図書館を除く。)の開館時間及び利用時間を変更することができる。

(休館日)

第十三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、三重県立図書館の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一・二 (略)

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、前項に規定するセンター(三重県立図書館を除く。)の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第十四条 別表第二に掲げるセンターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

別表第二(第十二条、第十四条関係) (略)

別表第三(第十一条、第十八条関係)

一・二 (略)

三 三重県生涯学習センター

区分	金額(円)		
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
(略)	(略)	(略)	(略)
四階 営利又は宣伝を目的とする	四、五〇	五、五〇	五、五〇
小研 催物の場合	一〇〇	二〇〇	二〇〇
一階 修室 催物の場合	二、二〇	三、七〇	三、七〇
一階 修室 その他の場合	五〇	五〇	五〇
四階 小研 営利又は宣伝を目的とする	四、一〇	五、〇〇	五、〇〇
小研 催物の場合	六〇	八〇	八〇

2 (略)

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、開館時間及び利用時間を変更することができる。

(休館日)

第十三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、これを變更し、又は別に休館日を定めることができる。

一・二 (略)

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、前項に規定するセンター(三重県立図書館を除く。)の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第十四条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

別表第二(第十二条関係) (略)

別表第三(第十一条、第十八条関係)

一・二 (略)

三 三重県生涯学習センター

区分	金額(円)		
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
(略)	(略)	(略)	(略)
四階 営利又は宣伝を目的とする	四、五〇	五、五〇	五、五〇
小研 催物の場合	一〇〇	二〇〇	二〇〇
修室 催物の場合	二、二〇	三、七〇	三、七〇
修室 その他の場合	五〇	五〇	五〇
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

二	修室			
(略)	(略)	二〇	二五	二五
	その他の場合	八〇	四〇	四〇
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)  
四〜七 (略)

備考 (略)  
四〜七 (略)

## (議案補充説明)

## 2 議案第2号 平成29年度三重県一般会計予算(環境生活部関係)

(単位:千円)

施策 番号	施策名	H29年度 当初予算額	H28年度 当初予算額	差引増減額	対比
		A	B	A-B	A/B
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	63,232	67,295	▲ 4,063	94.0%
143	消費生活の安全の確保	79,279	70,383	8,896	112.6%
151	地球温暖化対策の推進	581,473	381,298	200,175	152.5%
152	廃棄物総合対策の推進	3,667,211	3,516,099	151,112	104.3%
154	大気・水環境の保全	526,301	577,191	▲ 50,890	91.2%
211	人権が尊重される社会づくり	383,524	422,331	▲ 38,807	90.8%
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	37,704	26,107	11,597	144.4%
213	多文化共生社会づくり	75,497	94,570	▲ 19,073	79.8%
228	文化と生涯学習の振興	1,907,707	2,219,886	▲ 312,179	85.9%
255	協創のネットワークづくり	61,836	63,029	▲ 1,193	98.1%
当部主担当施策 計		7,383,764	7,438,189	▲ 54,425	99.3%
(111)	災害から地域を守る人づくり	7,156	7,080	76	101.1%
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	2,000	23,687	▲ 21,687	8.4%
(141)	犯罪に強いまちづくり	3,475	1,855	1,620	187.3%
(144)	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	578	513	65	112.7%
(226)	地域に開かれ信頼される学校づくり	5,011,828	4,926,122	85,706	101.7%
(233)	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	1,920,812	2,129,298	▲ 208,486	90.2%
(331)	国際展開の推進	83,889	82,173	1,716	102.1%
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,779,856	2,050,679	▲ 270,823	86.8%
他部主担当施策 計		8,809,594	9,221,407	▲ 411,813	95.5%
人件費等		2,692,698	2,683,427	9,271	100.3%
環境生活部 合計		18,886,056	19,343,023	▲ 456,967	97.6%

注① 施策番号の( )は、他部が主担当の施策です。 注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

# 別紙

## 平成29年度当初予算 債務負担行為 (環境生活部関係)

【新規】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
図書館の指定管理に係る協定	平成30年度～平成31年度	150,436
美術館の指定管理に係る協定	平成29年度～平成31年度	223,956
総合博物館の指定管理に係る協定	平成29年度～平成31年度	190,477
三重の「ちずぶらり」地図アプリ運用保守に係る契約	平成30年度～平成31年度	1,570
tupera tupera展(仮称)負担金契約に係る経費	平成30年度	3,348
総合博物館企画展展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	平成30年度	2,500
総合博物館企画展資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	平成30年度	2,500
総合文化センター自動火災報知設備改修工事に係る契約	平成30年度	135,540
排ガス中の水銀測定用採取設備及び水銀分析装置等の賃貸借に係る契約	平成30年度～平成34年度	66,964
電気自動車充電器設置に係る賃貸借契約	平成30年度～平成34年度	9,011
桑名市五反田地内に不法投棄された産業廃棄物に対する行政代執行(水処理施設増強工事)に係る契約	平成30年度～平成31年度	445,500



## 指定管理者制度活用の方針

## 1 指定管理者制度を活用する施設

次の3施設について、債務負担行為を設定のうえ平成30年4月1日から指定管理者制度を活用するにあたり、指定に必要な手続きを行います。

- 三重県立図書館
- 三重県立美術館
- 三重県総合博物館

## 2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

## (1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県総合博物館（以下「総合博物館」という。）の開館を契機に、三重県総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）周辺の各県立文化施設が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供することを目的として施策を展開しています。

既に指定管理者制度を活用している総合文化センターに加え、文化交流ゾーンを構成している県営施設である、三重県立図書館（以下「図書館」という。）、三重県立美術館（以下「美術館」という。）及び総合博物館に指定管理者制度を導入して一体的に管理し、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、これらの施設の効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与します。

## (2) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、「成果目標」を定めることを予定しています。

- ・施設・設備の維持管理に関する業務
- ・経営分析に関する業務
- ・広報に関する業務

## (3) 各施設個別の基本的事項

別紙「各施設個別の基本的事項」のとおり

## (4) 利用料金制採用の考え方

図書館、美術館及び総合博物館の運営、展示事業及び施設利用については県直営とするため、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）は採用しません。

### (5) 指定の期間（予定）

指定の期間は、総合文化センターの指定管理期間の終期を踏まえ、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間で予定しています。

## 3 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

非公募により指定管理者を選定する予定です。非公募理由としては、以下のとおりです。

県では、総合文化センター周辺の各県立文化施設（総合文化センター、図書館、美術館及び総合博物館）が、それぞれの独自性を発揮しながら、集積の利点を生かしてお互いの連携を強化し、一層効果的な施設運営・事業展開を図っていくこととしています。

このため、指定管理者制度の導入にあたっては、一体的な管理が必要であるという考えで検討してきました。施設・設備の維持管理に関し、同一の指定管理者が担うことで、効率的に、かつ、状況に応じて臨機応変に対応することができ、県民の皆さんに一層快適に施設を利用していただくことが可能になります。

また、経営分析や広報に関しても、施設の特性をふまえつつ、同一の指定管理者がノウハウを生かした共通の視点で実施することで、事業や施設運営を一層効果的に展開していくことができ、施設利用者の増加や満足度の向上につながります。

以上のことから、文化交流ゾーンの指定管理者は同一の者である必要がありますが、総合文化センターについては既に指定管理者制度を導入（期間：平成27年度から平成31年度）しているため、その指定期間が終了する平成31年度まで、非公募で指定管理者を選定することとします。

### (2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、税理士、文化に関する有識者、県民代表者（公募により選定）などによる計5名の民間委員で構成することを予定しています。

### (3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、事業者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、事業者が適切と認められた場合、指定管理者の候補者として選定します。

#### 〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

#### 4 今後の日程に関する事項（予定）

平成29年	6月～	選定委員会の開催（審査基準・配点表等を決定）
	7月	事業者へ申請要項を送付
	10月	9月定例会議（環境生活農林水産常任委員会）へ指定管理候補者の選定状況を報告 選定委員会による審査
	11月	指定管理候補者の決定 11月定例会議へ指定管理者指定議案を提出
平成30年	1月	指定管理者の指定
	2月	指定管理者と協定を締結
	4月	指定管理者による施設管理を開始



## 別紙「各施設個別の基本的事項」

事項	図書館	美術館	総合博物館
施設の設定目的 (役割)	図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置した施設です。	美術館は、三重にゆかりの深い作品をはじめとする美術作品等の鑑賞と学習の機会を県民に広く提供し、県民がその鑑賞や創造をとおして、心の豊かさを醸成し、うるおいのある生活の充実など県民の文化向上を図ることを目的として設置した施設です。	総合博物館は、三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献することを目的として設置した施設です。
施設運営の基本的な方向性(運営方針)	図書資料や情報の提供等の利用者及び県民に対する図書館サービスの提供や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点等として、その機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	三重県における美術分野のセンターとしての役割を果たすと同時に、「情報発信」「生涯学習」「地域文化育成」の拠点としての機能を十分発揮するよう効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の利点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	「ともに考え、活動し、成長する博物館」を基本理念とし、県民・利用者の皆さんとともに三重の自然と歴史、文化を探求し、守り伝え、生かしていくための博物館活動を展開していく拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の利点等を生かして、互いの連携を強化することとします。
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県立図書館</li> <li>所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地</li> <li>構造規模等 (三重県総合文化センター：県立図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター)</li> </ul> 敷地面積 62,224.9 m <sup>2</sup> 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 46,305.8 m <sup>2</sup> (図書館部分面積：5,332.0 m <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県立美術館</li> <li>所在地 三重県津市大谷町 1 1 番地</li> <li>構造規模等</li> </ul> 敷地面積 24,403.80 m <sup>2</sup> 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 延床面積 10,665.88 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県総合博物館</li> <li>所在地 三重県津市一身田上津部田 3060</li> <li>構造規模等</li> </ul> 敷地面積 38,884 m <sup>2</sup> 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部を除く)・3階建て 延床面積 11,705 m <sup>2</sup>
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理関連に係る利用者満足度 93%以上</li> <li>指定管理業務に係る経費 基準額(※)より1%以上削減</li> </ul> ※ 直近3ヶ年の決算額等を勘案して定めた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理関連に係る利用者満足度 93%以上</li> <li>指定管理業務に係る経費 基準額(※)より1%以上削減</li> </ul> ※ 直近3ヶ年の決算額等を勘案して定めた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理関連に係る利用者満足度 93%以上</li> <li>指定管理業務に係る経費 基準額(※)より1%以上削減</li> </ul> ※ 直近3ヶ年の決算額等を勘案して定めた額
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額(消費税及び地方消費税を含む)	150,436千円 [ 30年度 74,683千円 31年度 75,753千円 ]	223,956千円 [ 30年度 111,470千円 31年度 112,486千円 ]	190,477千円 [ 30年度 94,808千円 31年度 95,669千円 ]

(議案補充説明)

3 議案第 91 号 平成 29 年度三重県一般会計補正予算 (第 1 号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,118,734	▲11,178	4,107,556
4 衛生費	6 環境保全費	7,832,682	▲10,304	7,822,378
10 教育費	8 私学振興費	6,934,640	—	6,934,640
合 計		18,886,056	▲21,482	18,864,574

# 別表 1

## 平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）の内容（環境生活部関係）

（単位：千円）

款 項 目	細事業名	補正前 の額	今回 補正額	補正後 の額	説明（主要要因）
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	人件費	1,371,155	▲11,178	1,359,977	給与関係条例案に基づき給与費の減額
4 衛生費					
6 環境保全費					
(1) 環境総務費	人件費	1,277,147	▲10,304	1,266,843	給与関係条例案に基づき給与費の減額

(議案補充説明)

4 議案第 73 号 平成 28 年度三重県一般会計補正予算 (第 7 号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,431,687	▲ 96,077	4,335,610
4 衛生費	6 環境保全費	8,073,063	▲ 371,271	7,701,792
10 教育費	8 私学振興費	7,125,013	▲ 171,041	6,953,972
合 計		19,629,763	▲ 638,389	18,991,374



## 別紙 1

## 平成28年度三重県一般会計補正予算（第7号）主要項目

※補正予算総額

▲638,389千円

(単位：千円)

款 項 目	細事業名	補正前の額	今回補正額	補正後の額	説明（主要要因）
<b>【歳出】</b>					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	人件費	1,429,561	12,060	1,441,621	年間所要額精査による職員手当等の増
(4) 人権施策推進費	隣保館整備費補助金	31,610	▲ 6,485	25,125	市町に対する補助所要額の執行見込みの減
(6) 国際化対応費	多文化共生がもつ力の活用事業費	22,931	▲ 5,300	17,631	奨学金給付対象留学生の実績見込みの減
(7) 消費生活事業費	相談対応強化費	21,742	▲ 4,254	17,488	消費生活相談員報酬の執行見込みの減
(8) 総合文化センター費	総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	234,196	▲ 18,975	215,221	音響設備維持修繕工事の壁面等の内部調査結果に伴う施工数量の確定による工事請負費の減
	総合文化センター施設保全事業費	93,119	▲ 18,595	74,524	パッケージエアコン改修工事の既存設備の活用など施工方法の見直しによる工事請負費の減
(10) 美術館費	美術館管理運営費	224,055	▲ 15,579	208,476	空調設備等改修工事の施工箇所等の見直しによる修繕料の減
4 衛生費					
6 環境保全費					
(1) 環境総務費	人件費	1,324,184	11,515	1,335,699	年間所要額精査による職員手当等の増
	環境保全基金積立金	590,295	▲ 4,919	585,376	法人県民税超過課税の税収見込み減による積立金の減
(2) 廃棄物対策費	「ごみゼロ社会」実現推進事業費	24,792	▲ 5,844	18,948	ごみ処理システム検討業務委託の入札差金による委託料の減
	PCB廃棄物適正管理推進事業費	26,624	▲ 8,411	18,213	効率的な事業執行による広告料等の減
	環境修復事業費	3,120,959	▲ 287,029	2,833,930	行政代執行事案の事業進捗等による減
(3) 環境指導費	大気テレメータ維持管理費	128,494	▲ 12,701	115,793	測定機器の保守管理委託料、修繕費の執行見込み額の減および機器購入の入札差金による備品購入費等の減
	浄化槽設置促進事業補助金	208,942	▲ 41,887	167,055	市町に対する補助所要額の執行見込みの減
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,984,323	▲ 154,197	1,830,126	就学支援金の対象生徒見込み数の減
	私立高等学校等教育費負担軽減事業費	138,169	▲ 13,315	124,854	高校生等奨学給付金の対象世帯見込み数の減
<b>【歳入】</b>	(節区分)				
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(9) 教育費補助金	高等学校等就学支援交付金	1,962,220	▲ 150,806	1,811,414	私立高等学校等就学支援金交付事業費の減による
12 繰入金					
1 特別会計繰入金					
(1) 他会計繰入金	水道事業会計繰入金	643,822	▲ 80,580	563,242	環境修復事業費、大気テレメータ維持管理費、浄化槽設置促進事業補助金の減による
(2) 基金繰入金	環境保全基金繰入金	302,322	▲ 24,030	278,292	「ごみゼロ社会」実現推進事業費、PCB廃棄物適正管理推進事業費、地域循環高度化促進事業費の減による
15 県債					
1 県債					
(3) 衛生債	産業廃棄物不法投棄対策事業費充当	2,725,000	▲ 251,000	2,474,000	環境修復事業費の減による

## 別表 2

## 平成 28 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）繰越明許費

（環境生活部関係）

【追加】

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
衛生費			415,722
	環境保全費	廃棄物適正処理推進事業費	6,285
		環境修復事業費	365,743
		水道指導監督費	43,694

# 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告(環境生活部関係)

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由(目的・理由)	公益性の判断及び理由	課(室)名	(部局名:環境生活部)(単位:千円)			
								款	項	支出科目	事業名
1	私立高等学校等振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238 他15法人1団体	4,779,491 (H29.6)	私立高等学校等における経常的経費に助成する。	私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	私学課	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2	私立特別支援学校振興補助金	学校法人 特別支援学校聖母の園 四日市市波木町330-5	157,695 (H29.7)	私立特別支援学校における経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	私立専修学校振興補助金	学校法人 大橋学園 四日市市浜田町13-29 他15法人	52,799 (H29.6)	私立専修学校における経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町 多気郡明和町馬之上945	18,938 (H29.4)	斎宮跡体験学習施設の効率的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。	(目的・理由) 斎宮歴史博物館と一体となり斎宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っている斎宮跡体験学習施設で実施する斎宮跡の効率的、効率的な普及・啓発事業等の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 斎宮跡と斎宮歴史博物館、斎宮跡体験学習施設が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(斎宮跡体験学習施設)への経費補助は公益性の高いものである。	文化振興課	総務費	生活文化費	斎宮歴史博物館	斎宮歴史博物館 斎宮歴史博物館 斎宮歴史博物館

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	
5	生活基礎施設耐震化等補助金	未定	742,719 (H30.3)	市町等が行う水道施設の耐震化や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 生活基礎施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、災害時においても機能を維持させるための取組を進める必要があり、公益性がある。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	事業名 水道指導監督費
6	浄化槽設置促進事業補助金	未定	139,556 (H30.3)	単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/3・上限あり)を行う。 また、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	同上	同上	同上	同上	浄化槽設置促進事業補助金

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由(目的・理由)	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	
7	浄化槽市町整備促進事業補助金	未定	47,835 (H30.3)	高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置相当額を除いた額の1/2を県費助成する。 単独浄化槽や汲み取りから市町型合併処理浄化槽へ転換を行う者に対し、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が設置主体となつて高度処理型浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 各家庭からの生活雑排水を公共用水域に放流するに当たり、排水の汚濁量を減じる施設であり、社会的便益をもたらす施設であるため施設整備へ公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保 全費	環境指 導費	事業名 浄化槽設置 促進事業補助金
8	隣保館運営費等補助金	桑名市中央町2丁目37.	13,572 (H30.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や隣保館の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のため交の各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に具が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文 化費	人権施 策推進 費	人権が尊重さ れるまちづくり の推進費
9	同上	四日市市 四日市市諏訪町 1-5	14,595 (H30.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
10	隣保館運営費等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	19,087 (H30.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓蒙の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
11	同上	津市 津市西丸之内23-1	76,289 (H30.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
12	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	22,320 (H30.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
13	同上	伊勢市 伊勢市岩測1丁目 7-29	17,578 (H30.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
14	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	51,899 (H30.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	14,667 (H30.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	事業名
16	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金	独立行政法人環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番	10,242 (未定)	PCB廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物と比べ相当高額であることから、処理費用負担能力の小さい中小企業等に対してPCB廃棄物(高圧トランス、コンデンサ等)の処理費用の助成を行うため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対して国とともに拠出する。	(目的・理由) 処理費用負担能力の小さい中小企業等のPCB廃棄物の処理費用を助成するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対して国とともに拠出する。 (根拠) 独立行政法人環境再生保全機構法 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマムPCB廃棄物は、これまで処理する施設の整備が進まず、また処理費用が高額であることから、ほとんどが各事業者によって保管されており、長期にわたる保管の過程でPCB廃棄物の紛失など、環境への影響が懸念されている。このようなことから、処理費用負担能力の小さい中小企業等のPCB廃棄物の処理費用を助成するため、PCB廃棄物処理基金に対し拠出し、PCB廃棄物の早期処理の実現を図る。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	廃棄物処理推進事業費
17	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	30,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	同上	同上	同上	同上	同上

第2号様式(条例第6条第1項関係)

交付決定実績調査書(7,000万円以上)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
1 (17)	隣保館運営費等補助金	津市 津市西丸之内23 -1	76,289	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	(政策) 人権の尊重と多様性を認め合う社会(施策) 人権が尊重される社会づくり (目標) 人権が尊重されるまちづくりの推進	市町の人権啓発等の拠点である隣保館の事業を円滑に進めるための支援としては、経常経費にかかるとは補助金の交付が適当である。	人権課	

(部局名:環境生活部) (単位:千円)